

日本電気協会  
原子力規格委員会  
規格作成手引き

平成 29 年 12 月 20 日  
一般社団法人 日本電気協会  
原子力規格委員会

規格作成手引き 改定来歴

制・改定	日付	主な内容
制定	H19.12.5	「規格策定基本方針」から分離して制定
1次改定	H20.9.30	・添付 2-1「電気技術規程・電気技術指針について」の全面見直し
2次改定	H20.12.19	・目次の頁について、誤記訂正及び添付への頁数追加 ・日本電気協会表章(JEAロゴマーク)に関する記載を実態と整合化 ・規程・指針の大きさに関する記載部の実態との整合化
3次改定	H21.9.15	・3.1.7(4)項に「附属書(規定)」「附属書(参考)」追加 ・3.1.7(5)項を JISZ8301-2008 年版と整合をとり「規定を表す言葉の表現形式」(文章末尾表現)など用語を見直すとともに、例示の記載は削除 ・添付 5「文章・用語等の書き表し方」8.文章の末尾の意味の表の末尾に使う語句の例等の記載内容を JISZ8301-2008 年版と整合をとり見直し
4次改定	H21.12.16	・添付 2-2「免責事項」欄記載見直し/「 <u>・・・特許権及び著作権等の知的財産権の有効性を判断する責任も、それらの利用によって生じた知的財産権特許権や著作権の侵害・・・</u> 」 ・添付 2-2「免責事項」「著作権」の英文記載内容の適切化/「 <u>・・・The Committee was composed of individuals <del>who were</del> competent <del>or</del> and interested in the subject and elected,・・・</u> 」等
5次改定	H24.3.14	・改定来歴を追加
6次改定	H25.4.1	・日本電気協会の一般社団法人移行(H25.4.1付)に伴う名称変更 社団法人 日本電気協会→一般社団法人 日本電気協会
7次改定	H28.12.13	・添付9 規格作成におけるチェックリストの追加 ・1.目的と適用範囲 事務局を追加 ・3.1.1 表紙等 制定・改定年月日の定義の明確化、追補版の番号記載方法の明確化 ・3.1.5 委員名簿 「五十音順に」を追加 ・4.6 ゴシック体の使用→4.6 使用する書体に変更し、使用する書体を記載 ・4.14 用語の使用制限に用語例を追加 ・4.15 提出原稿に関する記載をワープロソフトの使用を前提とした記載に修正 ・添付 2-2 規制当局、産業界の参加について適切な表現に見直し ・添付 5 2. 送り仮名の複合語 活用なし 送りをつけるに、『取り組み(「取組み」も可)』を追加。 3. 漢字を使わない接続詞、使う接続詞等の「おそらく」を削除。 5. 用語が常用漢字にないものについて、使用している漢字について表から削除 等

制・改定	日付	主な内容
8次改定	H29.3.21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3.1.7 規程・指針の本文の記載方法 (7)の見直し</li> <li>・4.16 規格への最新知見反映の要否判断と記録の保管を追加</li> <li>・4.17 規格への反対・少数意見等への対応状況の記載を追加</li> <li>・添付9 規格作成時におけるチェック項目についての 3.1.7(7)見直しによる修正, 運営規約細則添付7のタイトル修正に伴う修正</li> <li>・添付10 最新知見反映に関するチェックポイントを追加</li> </ul>
9次改定	H29.12.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3.1.1 (2) 表表紙の裏の注記を現状に合わせて見直し</li> <li>・3.1.7 (7) 「その文献名, 資料名」の後ろに「(団体名を記載する場合は, 発行当時の団体名を記載)」を追加</li> <li>・4.6 全角英字は明朝体であることを明記</li> <li>・4.8 JIS及びJIS以外の表記の仕方をすべてゴシック体に統一し, 法律, 規則の例を追加。番号の付け直し</li> <li>4.10 タイトルを“( ) 使用時における読点の使い方”に修正し, (4)として, 略記を( )で定義するときの例示を追加</li> <li>4.11 (2)を“「したがって, 」, 「ただし, 」, 「また」の場合は, 通常, 行を変えないが, 文脈に応じて行を変えてもよい。”に修正</li> <li>・添付 2-2 文章中の“全て”を“すべて”に修正</li> <li>・添付 5 1. 使用漢字のただし書きに「法令」を追加</li> <li>・添付 6 JIS Z 8301 の改定に合わせ, 2以降の記載を削除。冒頭に外来語の表記に関する基本的な考え方を追記</li> <li>・添付 9 3.誤記防止チェックリスト及び4. 文章・用語チェックリストが例示であることを明記</li> <li>・添付 9 4. 文章・用語チェックリストに本文修正を反映</li> <li>・(全般) 第 62 回原子力規格委員会における指摘(「こと。」で終わると読みにくいところがある。)に対する修正。“すること。”→“する。”</li> </ul>

## 目次

1. 目的と適用範囲.....	1
2. 基本的要求事項.....	1
3. 様式.....	1
3. 1 記載事項.....	1
3. 1. 1 表紙等.....	1
3. 1. 2 前書き.....	1
3. 1. 3 序文.....	2
3. 1. 4 使用されている単位, 記号等の説明の記載.....	2
3. 1. 5 委員名簿.....	2
3. 1. 6 規程・指針の説明文及び免責条項等について.....	2
3. 1. 7 規程・指針の本文の記載方法.....	2
4. 規格作成要領.....	3
4. 1 文章の書き表し方.....	3
4. 2 規格の構成について.....	3
4. 3 図, 表, グラフ, 写真類について.....	3
4. 4 空白の取りかた.....	4
4. 5 数式の記載方法.....	4
4. 6 使用する書体.....	4
4. 7 文章の頭出し.....	4
4. 8 他の規格の引用.....	4
4. 9 箇条書きの表記.....	5
4. 10 ( )使用時における読点の使い方.....	5
4. 11 文章の行変え.....	5
4. 12 「注」・「備考」の使用方法.....	5
4. 13 二重かっこの使い方.....	6
4. 14 用語の使用制限.....	6
4. 15 提出原稿に関する注意事項.....	6
4. 16 規格への最新知見反映の要否判断と記録の保管.....	7
4. 17 規格への反対・少数意見等への対応状況の記載.....	7
添付1 電気技術規程・電気技術指針の表表紙, 背表紙.....	8
添付2-1 電気技術規程・電気技術指針について.....	9
添付2-2 免責事項, 著作権.....	11
添付3 数式の表記方法.....	13
添付4 アルファベット文字の「直立体・斜体」の使用区別.....	14
添付5 文章・用語等の書き表し方.....	15
添付6 外来語の表記.....	19

添付7 文章のレイアウトサンプル等 .....	20
添付8 その他, 避けたい文章表現の例.....	22
添付9 規格作成時におけるチェック項目について .....	23
添付10 最新知見反映に関するチェックポイント.....	32

## 1. 目的と適用範囲

本手引きの目的は、規格を作成するにあたってその合理的方法を示し、また、規格の体裁を明確化、統一化して読みやすくすることにある。本手引きは、各種規格策定のための委員会に所属する委員が規格を作成する場合及び規格を発行する際に事務局が用いるべき手引きであり、その形式及び体裁は、別に指定されない限り、一般社団法人日本電気協会発行の規格の例に従う。

## 2. 基本的要求事項

以下の基本的事項を有していること。

- (1) 実行可能であること
- (2) 明確であること
- (3) 現実的であること
- (4) 権威があること
- (5) 完成していること
- (6) 判りやすいこと
- (7) 整合性があること
- (8) 広すぎないこと

## 3. 様式

### 3. 1 記載事項

#### 3. 1. 1 表紙等

- (1) 規程・指針の表表紙及び背表紙の書式は、添付1のとおりとし、その作成は事務局が行う。
- (2) 規程・指針の表表紙の裏には、制定・改定の経緯（年月日）を記す。制定・改定日は、公衆審査終了日（公衆審査で意見があった場合は、意見対応を審議した原子力規格委員会の審議日）とする。また、「最新版の情報は（一社）日本電気協会ホームページで確認できます。」を注記する。
- (3) 規程・指針の表表紙、背表紙、裏表紙などの目につきやすい箇所に日本電気協会表章（JEAロゴマーク）を入れる。
- (4) 規程・指針の大きさは、A4版を原則とする。ただし、取扱いやすさ等を考慮し別サイズ版とすることができる。
- (5) 規程・指針の整理番号の後に付する制定年または改定年は、公衆審査終了日（公衆審査で意見があった場合は、意見対応を審議した原子力規格委員会の開催日）の西暦年号とする。
- (6) 追補版の場合は、規程・指針番号の下に“ [20△△年追補版] ”を記載する。

#### 3. 1. 2 前書き

原子力規格委員会の目的、活動方針等の位置付けを記載し、執筆者は原子力規格委員会の委員長とする。

### 3. 1. 3 序文

(1) 序文を掲載する場合は、その執筆者は原子力規格委員会の審議終了日に在職する当該分科会の分科会長を原則とする。

ただし、審議終了日から発行日までの間に人事異動等による変更があった場合には、後任の分科会長としても良い。

(2) 掲載する年月は、原則として執筆者より原稿を頂いた年月とするが、発刊までの間が長くなった場合は、発刊直近の年月も可能とする。

(3) 規程・指針の制定経緯、制定目的、改定経緯等の説明を記載する。

### 3. 1. 4 使用されている単位、記号等の説明の記載

規程・指針には、S I 単位を使用するものとするが、必要に応じて、使われている単位の名称、その記号等を掲載する。

### 3. 1. 5 委員名簿

(1) 委員名簿は、制定または改定審議に関与した原子力規格委員会、分科会、検討会等委員、参加者等について掲載するものとし、原則として、原子力規格委員会の審議終了日の時点における委員、参加者を五十音順に掲載する。その作成は事務局が行う。

ただし、規程・指針の制定および改定審議に携わった委員、参加者で人事異動等で交代した場合は、旧委員・旧参加等として当該委員会名簿の末尾に掲載する。

(2) 事務局名簿は、当該規程・指針に携わった者（原子力規格委員会担当者、関係技術部員等）を掲載する。その作成は事務局が行う。

### 3. 1. 6 規程・指針の説明文及び免責条項等について

規程・指針の位置付けに関する説明文、免責条項、著作権に関する記載を明瞭にまとめ、わかりやすいところに掲載する。

英文規格の場合にも免責条項、著作権に関する記載を行う。

(規程・指針の位置付けに関する説明文に関する記載について添付 2-1 に、免責条項と著作権に関する記載について添付 2-2 に示す。)

### 3. 1. 7 規程・指針の本文の記載方法

(1) 用字、用語、記述符号等は、JIS Z 8301「規格票の様式及び作成方法」に準拠する。

(2) 適用範囲を明らかにし、法規制との関連を明示する。

(3) 記述は、わかりやすく表現した具体的なものとし、解釈による相違の余地を少なくするように努める。また、必要に応じて解説を設ける。

(4) 要求事項は規格本文のみで網羅され、解説には要求事項の必要性、背景、言葉の解釈などを記載する。また、規格本文中の要求事項は参考や解説がなくても理解、履行できるような記載とする。ただし、必要に応じて、要求事項を「附属書(規定)」の形で、又は参考情報を「附属書(参考)」の形で記載する構成としてもよい。

(5) 規格本文中の要求事項の中で、必ず実施しなければならない事項と代替案がある事項（推奨事項）については、利用者に誤解を生じないように、明確に表現しなければならない。

[例]

- ・必ず実施しなければならない事項については、「～しなければならない。」若しくは「～とする。」と表現する。
- ・代替案がある事項（推奨事項）については、「～することが望ましい。」若しくは「～するのがよい。」と表現する。

規定を表す言葉の表現形式（文章末尾表現）は、添付5「文章・用語等の書き表し方」8.「文章の末尾の意味」に基づき、意味の区別ごとの適切な語句を使用する。

(6) 例示については、例として本文中に記載してもよい。

(7) 制定及び改定において引用した文献、資料がある場合は、その文献名、資料名（団体名を記載する場合は、発行当時の団体名を記載）を本文又は当該章の文末に明示する。また、論文を引用する場合は、原則として公開論文とし、できる限り査読論文を採用して、その書誌情報を本文、当該章文末に明示する。これが困難な場合には、検討会で引用論文の妥当性を審議したプロセスを規格の解説に記載する。特に、引用の量が相当量の場合には、著作権、出版権に係る許諾を得る必要があるので、規格作成者からの情報に基づき、事務局が著作権者、出版権者の承諾を得ておく。

(8) 制定及び改定において使用した資料で使用者の便に供すると思われる資料は、必要に応じて本文の後に参考資料として添付する。ただし、この場合にも著作権、出版権に係る許諾を得る必要があるので、規格作成者からの情報に基づき、事務局が著作権者、出版権者の承諾を得ておく。

#### 4. 規格作成要領

規格の作成に対して、注意すべき事項は以下のとおりとする。また、添付9のチェックリストを活用する。

##### 4. 1 文章の書き表し方

- (1) 添付5の「文章・用語等の書き表し方」を参照する。
- (2) 日本電気協会の規程・指針では、読点の“、”は使わず、カンマ“,”を使用する。
- (3) 一つの文章は、極力短くする。（接続詞で長く続けると意味不明になりやすい。）
- (4) 一つの文章の中で、“又は”・“若しくは”、“及び”・“並びに”の用語を多数回使用しない。（一読では理解できないことが多く、誤読の可能性もある。）

また、この用語の前後の言葉は、必ず対比できる表現にする。

##### 4. 2 規格の構成について

規程・指針の本文、解説、備考、注、参考の区別を明確に表記する。

##### 4. 3 図、表、グラフ、写真類について

- (1) 表は、枠や罫線により区分けを明確に表記する。
- (2) グラフの縦軸の説明は、横書きにしない。



例：

○	○	×
圧力 (kPa)	圧力(kPa)	圧力(kPa)

(3) 図, 表には番号及び題名をつけ, 題名は, 表は上部, 図は下部に記載する。図, 表の番号は本文, 解説等で識別できるように工夫する。

例：本文            図－1, 表－1  
      解説            解説図－1, 解説表－1

(4) 表中の単位の説明は,

- a. 表に欄外記載するときは, 右肩に“(単位 c m)”のように表記する。
- b. 表の中に記載するときは, 当該欄内に“(単位 c m)”のように表記する。

(5) 表中の無記入の欄は, “－”を記入し空欄としない。

#### 4. 4 空白の取りかた

図, 表, 解説, 写真, グラフ, 数式の部分は, 上下1行分, 空白とする。

#### 4. 5 数式の記載方法

- (1) 数式については, 専門家でない人でも判読できるよう表記する。
- (2) 数式では, 量記号, 添字, 変数, を明確に区別できるよう表記する。
- (3) 添付3の「数式の表記方法」を参照する。

#### 4. 6 使用する書体

- (1) 本文のひらがな, カタカナ, 漢字, 特殊文字, 全角数字, 全角英字の書体は明朝体を使用することを基本とし, 半角英字, 半角数字の書体は Century を使用することを基本とする。
- (2) 章, 条の表題部分や引用規格の表記部分には, ゴシック体を使用することを基本とする。

#### 4. 7 文章の頭出し

各条項の冒頭の部分は, 一文字空白にする。

#### 4. 8 他の規格の引用

- (1) ゴシック表記とする。半角英字, 半角数字についても, 4.6 使用する書体の記載に係わらずゴシック表記とする。また, 引用する法令, 規格中に「、」が使用されている場合には, 原文どおり読点の「、」を使用する。

例：・JIS Z 8301 規格票の様式及び作成方法

・電気学会 電気規格調査会標準規格 JEC-37 誘動機

“電気学会 電気規格調査会標準規格”の文字を, 多数羅列することになる場合

(箇条書き以外) には、最初のみ記載し後は省略する。

・核原料物資、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 166 号）

・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 5 号）

- (2) 略記するときは、分かり易い所に略記前と略記後の表記を一覧表で記載する。
- (3) 文章中に“日本電機工業会規格（以下「JEMA」という。）”のような表記は避ける。（後ろのページに略記形が出てきた場合は、わかりづらいため。）
- (4) 引用規格の年号を表記する。年号の表記がない場合は、最新版を意味する。
- (5) 引用については、法令で使用している用語は、原文のまま引用する。それ以外は、J I S 等の用語に基づいて統一する。そのため、一つの資料で表記が異なる場合がある。

例：「ボイラ」：火力技術基準

「ボイラー」：J I S 等

#### 4. 9 箇条書きの表記

- (1) 名詞で終わる場合、句点“。”を使わない。
- (2) 文章で終わる場合、句点“。”を使う。
- (3) 箇条書きの語尾は、可能な限り表現を統一する。
- (4) 箇条書きが多数の場合は、番号を付す。

例：1. ○○○○ものとする。

2. ○○○○場合

3. ○○○○をすること。 → 語尾の表記は可能な限り統一する。

4. ○○○○のもの

5. ○○○○の設置

#### 4. 10 ( ) 使用時における読点の使い方

- (1) ( ) 内が文章の終わりの部分をすぐ説明するとき。 “○○○ (○○○。)”
- (2) ( ) 内が前の文章や文脈全体の説明のときに使う。 “○○○。(○○○。)”
- (3) ×××の部分簡単な語句の時に、句点を省略。 “○○○ (×××)。”
- (4) 略記を定義するとき。 “○○○○ (以下、「△△△」という。) ×××

#### 4. 11 文章の行変え

- (1) 「なお」の場合は、行を変える。
- (2) 「したがって,」, 「ただし,」, 「また」の場合は、通常、行を変えないが、文脈に応じて行を変えてもよい。

#### 4. 12 「注」・「備考」の使用方法

- (1) 「注」, 「備考」が一個の場合  
(注) ○○○○ (備考) ○○○○
- (2) 「注」, 「備考」が複数の場合

- a. (注) 1. ○○○○ (備考) 1. ○○○○  
2. ○○○○ 2. ○○○○
- b. ※印, \*印を使い, 箇所を指定している場合  
(注) ※1 : ○○○○  
※2 : ○○○○
- c. 一つの「注」「備考」の中に, 箇条書きで多数の記載がある場合  
(例. Aは, 極力使用しない.)

例A	例B	例C
(注) 1. ・○○○○	(注) 1. 1○○○○	(注) 1. ○○○○
・○○○○	2○○○○	2. ○○○○
・○○○○ →	3○○○○	or 3. ○○○○
・○○○○	2. 1○○○○	4. ○○○○
・○○○○	2○○○○	5. ○○○○
		(好ましい)

#### 4. 1 3 二重かっこの使い方

( ) の中に同じ ( ) を使用しない。

使用例 : ○○○ [○○○ (△△△) ○○○] ○○○。  
○○○ [○○○ (△△△。) ○○○。] ○○○  
○○○ 「○○○ 『△△△』 ○○○」 ○○○。

使用不可の例 : ○○○ (○○○ (△△△) ○○○) ○○○。  
○○○ (○○○ (△△△。) ○○○。) ○○○。

#### 4. 1 4 用語の使用制限

身体的な障害等に関する表現を使った用語は使用せず, 言い換える。

例: 盲滅法	→ やみくも	片手落ち	→ 気配りに欠ける, 不公平
盲板	→ 閉止板	後進国	→ 開発途上国
片肺運転	→ 片系運転	裏日本	→ 日本海側

ただし, 不具合は使用可。

#### 4. 1 5 提出原稿に関する注意事項

- (1) 原稿は原則, ワードプロソフトを使用して作成するとし, 将来に亘って互換性, 共有が期待できるマイクロソフト社の word, excel を使用することを基本とする。
- (2) 原稿は, 検討会, 分科会, 原子力規格委員会における審議においては, 極力鮮明なものを使用する。
- (3) 図, 表, グラフ, 写真等のトレースできないものについては, 出版担当者へ渡す原稿に, 鮮明な原本 (電子データ) を提出する。
- (4) アルファベット等は, 直立体と斜体の区別をするので, 特に, 数式の記述では注意する。
- (5) 数式は, 上付き文字などが判読不能とならないように特に注意する。

(6) 写真は、識別不能でない限り、可能な限り白黒の写真（電子データ）を使用する（カラー可）。

#### 4. 16 規格への最新知見反映の要否判断と記録の保管

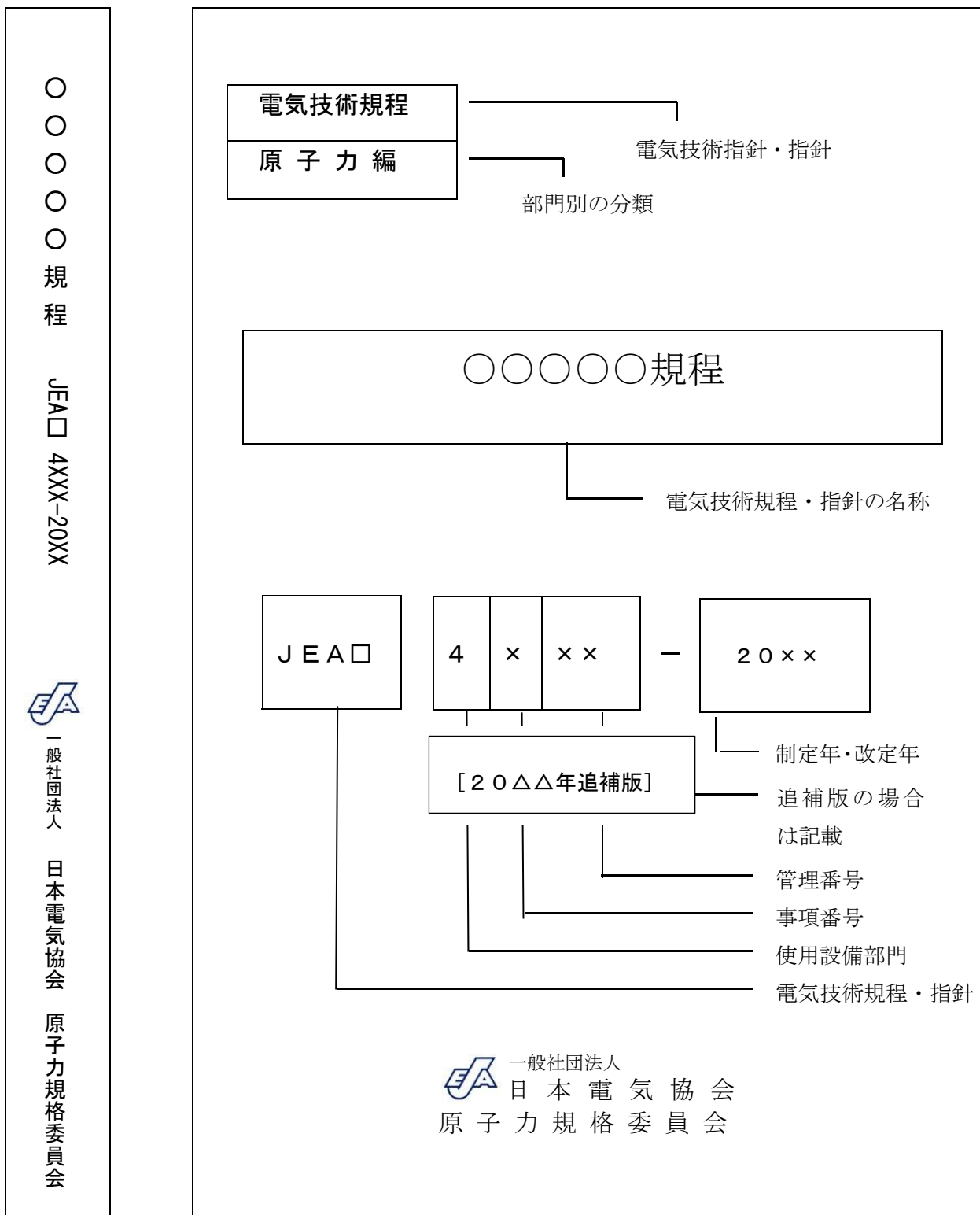
(1) 規格制改定時に、添付 10 の「最新知見反映に関するチェックポイント」を参考とし、対象とした国内外の最新知見とその反映状況を示した資料を作成し、検討会付議資料とする。

(2) 関連法令・規則改正時、年間活動計画策定等時に、上記(1)と同様な方法で適宜、最新知見を確認し、改定の要否を判断して記録に残す。可能な限り検討会付議資料とするが、それができない場合は、検討会主査了承後に検討会委員に周知し、事務局が保管する。保管期間は「運営規約細則 添付 7 規格制改定に関する審議内容の記録の保管期間」に従う。

#### 4. 17 規格への反対・少数意見等への対応状況の記載

規格制改定時での分科会、原子力規格委員会の審議における少数意見、書面投票における反対意見等の対応については、解説等に記載することができる。

添付1 電気技術規程・電気技術指針の表表紙，背表紙



↑  
表記可能な場合のみ

## 電気技術規程・電気技術指針について

### 〔自主保安と民間規格について〕

電気工作物の保安確保は、電気工作物設置者の自己責任に基づく自主保安が基本です。

電気事業法に基づく技術基準は、公共の安全を確保し、環境の保全を図ることを目的にした、電気工作物の工事、維持及び運用の基準ですが、保安確保に関しては、法令が必要とする最小限の技術的要件を定めたものであることを理解する必要があります。そのため、技術基準では規定していない、電気工作物の工事、維持、運用の技術的細目や品質管理に係わる事項、また、材料、設計、施工、検査等の技術的細目などについては、実態上、民間の自主保安に委ねられることとなります。したがって、技術革新等による最新の知見を反映し、技術的な細目を定めた民間規格があれば、国の技術基準と一体をなして運用されることにより、電気工作物のより一層の安全性の向上が期待されます。

また、民間規格には、最新の技術的知見を迅速に反映し、技術の標準化を促すとともに、国際標準との整合性を図ることにより、貿易に係る技術的障害を排除し、産業の発展及び国際貿易の促進に貢献することが期待されています。

電気技術規程・電気技術指針は、このような背景と必要性に基づき自主的に制定された民間規格です。これらは、技術基準や技術基準の解釈等の規定を踏まえ、その規定内容を解説するとともに、民間規格として必要な事項を補足、補完するなどにより、技術基準を遵守することはもちろんのこと、法令では明記されていない自主的規定や、必要に応じて電気事業法以外の法令の規定に関する事項を含めるなどにより、保安確保に万全を期すことができるよう努めています。

また、これら民間規格は、これを制定した委員会から技術基準の解釈等への引用要請を行うことにより、法令等に活用されることがあり、原子力分野については、国が技術的な妥当性を評価したうえで規制に活用されることがあります。

### 〔電気技術規程、電気技術指針の区分について〕

「電気技術規程」は、工事規程、維持規程、検査規程等に細分され、それぞれの内容と性格に応じ規定事項の要求レベル（義務、勧告、推奨等）を明示し、運用に当たっての利便性なども考慮したものとなるように努めています。さらに、原子力分野については、守るべき判定基準を含むものとしています。

したがって、「電気技術規程」の内容はおおよそ次のようなものとして制定しています。

- ① 難解な表現となっているもの又は立法技術の点から抽象的な表現となっている技術基準の条項について、法令の記述形式にとらわれず、法令に定められている主旨を汲みとり、わかり易く表現した具体的なもの
- ② 新技術の開発、新製品の出現、社会情勢の変遷等により、技術基準の解釈に記述されていない方法により施設する場合や新しい資機材を使用して施設する場合に、それらが省令の技術基準を満足し「民間の自己責任としての運用」ができるようなもの
- ③ 技術基準の解釈等に明記されていない補足、補完的事項を記したもの
- ④ 運転、保守、工事、検査の際に参考となるもの
- ⑤ 原子力分野については、性能規定化された技術基準の具体的な仕様や実施方法を示す規定とし

て、規制に活用されるもの

これに対し、「電気技術指針」は、今後、改良が期待される新技術に関することや保安上「規程」として制定することが必要と考えられるが研究開発課題である事項等、一律に定めることが困難又は不適當な数多くの事項がある場合の技術的内容を取り扱っています。

例えば次のような場合があげられます。

- ① 新技術に関する事項で「規程」とするためには諸外国の例を含めて実績、実例が数少ない場合
- ② 保安上必要な事項であるが、その方法、対策等について学説、方法論が必ずしも確立していないため、広く一般に適用するものとして「規程」とすることが困難な場合
- ③ 未解決、未確定な研究開発課題が含まれる事項がある場合
- ④ 社会情勢が急激に変化し、「規程」とすることが必ずしも適當でない場合

このように、大綱的には遵守すべき事項ではありますが、その方法、施策等について直ちに規程として運用するには至っていないと考えられる事項等について、「電気技術指針」として取りまとめています。

なお、「電気技術指針」は原則的には「電気技術規程」に準じて遵守されることが望ましいのですが、次の事項に留意して運用することが必要です。

- ① 実際の適用に当たって技術の進歩を阻害することのないように解釈すべきである。
- ② 内容を十分理解して、設計、施工等に際して誤りの無いようにする。
- ③ 指針に記載されていない事項、方法等であっても、それが保安上適切なものである場合は採用できる。

#### 〔規程・指針の制定・改定について〕

電気技術規程・電気技術指針は、常に更新されるべき生きた民間規格です。技術の進歩や社会情勢の変遷に応じて、適宜改定しています。

電気技術規程・電気技術指針は、関係各分野の多数の権威者の方々が参加され、多大な労力と時間をかけて慎重審議の結果、電気工作物の保安確保のために必要と認めた事項を取りまとめたものです。したがって、誰もが、これら規程・指針を尊重することによって、安全性の高い電気工作物が施設され、維持されることとなります。

これら電気技術規程・電気技術指針は、わが国の電気技術の成果の一つであるとともに、電気保安に携わっておられる方々のための民間規格です。これら規程・指針の内容についてのご意見・ご要望がありましたら、日本電気協会技術部にお申し出ください。

#### (参考)

電気技術規程・電気技術指針は、次の略称を使用しています。

- ・電気技術規程：J E A C (Japan Electric Association Code)
- ・電気技術指針：J E A G (Japan Electric Association Guide)

## 添付2-2 免責事項, 著作権

### 免責事項

この規格は、審査の公正、中立、透明性を確保することを基本方針とした原子力規格委員会規約に従って、所属業種のバランスに配慮して選出された委員で構成された委員会にて、専門知識及び関心を有する人々が参加できるように配慮しながら審議され、さらにその草案に対して産業界、学界、規制当局を含め広く社会から意見を求める公衆審査の手続きを経て制定されました。

原子力規格委員会は、この規格に関する説明責任を有しますが、この規格に基づく設備の建設、維持、廃止等の活動に起因する損害に対しては責任を有しません。また、この規格に関連して主張される特許権及び著作権等の知的財産権の有効性を判断する責任も、それらの利用によって生じた知的財産権の侵害に係る損害賠償請求に応ずる責任もありません。そうした責任はすべてこの規格の利用者にあります。

なお、この規格の審議に規制当局、産業界の関係者が参加していますが、このことはこの規格が規制当局及び産業界によって承認されたことを意味するものではありません。

### 著作権

文書による出版者の事前了解なしに、この規格のいかなる形の複写・転載も行ってはなりません。

この規格の著作権は、すべて一般社団法人日本電気協会に帰属します。

### Disclaimer

This standard was developed and approved by the Nuclear Standards Committee of JEA in accordance with the Standards Committee Rules, which assure fairness, impartiality and transparency in the process of deliberating on a standard. The Committee was composed of individuals competent and interested in the subject and elected, maintaining the balance of the organizations to which they belong as specified in the Rules, although any interested person was provided the opportunity to participate in the deliberation. Furthermore, the standard proposed by the Committee was made available for public review and comment, providing an opportunity for additional input from industry, academia, regulatory agencies and the public-at-large.

The Nuclear Standards Committee of JEA accepts responsibility for interpreting this standard but does not accept responsibility for detriment caused by any actions based on this standard during construction, operation or decommissioning of facilities. The Nuclear Standards Committee does not endorse or approve any item, construction, device or activity based on this standard. In addition, the Nuclear Standards Committee neither takes any position with respect to the validity of any intellectual property rights such as patent rights or copyrights asserted in relation to any items mentioned in this document, nor assumes any



liability for any infringement of intellectual property rights resulting from the use of this standard. All such liabilities lie with the user.

Participation by regulatory agency representative(s), and by industry-affiliated representative(s) or person(s), is not be interpreted as government or industry endorsement of this standard.

### **Copyright**

No part of this document may be reproduced in any form, without the prior written permission of the publisher. Copyright © 20XX Japan Electric Association All Rights Reserved.

### 添付3 数式の表記方法

1. 量記号，変数，添字の字体を区別する。
2. 数式等において，計算結果を表示する単位は，( ) で囲む。  
例：丸棒の体積  $V = L \times \pi r^2$  (cm<sup>3</sup>)
3. 量記号等の説明は箇条書きとする。カッコ内の表現例は使わない。  
例：  $V$ ：体積 (cm<sup>3</sup>) (悪例  $V$ ：体積とする。)  
 $L$ ：長さ (cm) (悪例  $L$  は，長さ (cm) である。)  
 $r$ ：半径 (cm) (悪例  $r$  は，半径 (cm) )
4. 数式を文字で表現しない。  
(悪例：“体積 = 面積×高さ”等)
5. 量記号，変数などに，“○○”，“□” などのような記号を使用しない。  
必ず，アルファベット等を使用する。
6. 直立体，斜体の使用の区分  
添付4 アルファベット文字の「直立体・斜体」の使用区別 を参照。  
(原稿の活字の都合で区分できなくてもよいが，可能なら区分して下さい。)

## 添付4 アルファベット文字の「直立体・斜体」の使用区別

### 1. 直立体を使用する場合

- (1) 単なる指示のためのもの 例：A項の(a), A図,  
図中の点や範囲を示す記号 ( $\triangle ABC$ , B点から垂線)
- (2) 単位記号 例：m (メートル), N (ニュートン), W (ワット), kg (キログラム)
- (3) 化学記号 例：He (ヘリウム), Na (ナトリウム)
- (4) 定数記号 (数値が一般に決められているもの。) 例： $\pi$
- (5) 関数記号 例： $\log$ (対数記号),  $d$ (微分記号  $dx$  の  $d$  の部分),  $\sin$
- (6) 量記号の添字 (ただし, 物理量を表すものとしての添字以外のもの。)

### 2. 斜体を使用する場合

- (1) 量を表す記号  
例： $V$  (体積),  $t$  (時間),  $v$  (速度),  $I$  (電流)
- (2) 変数の記号  
例： $x, y, z$
- (3) 物理量を表すものとしての添字  
例： $V_n, T_a$   
“ $V_n, T_a$ ”等の表記における添字の“ $n, a$ ”などをワープロ活字で表記する場合, 添字としての文字サイズにできない場合には,  $V \cdot n, T \cdot a$ の様に読んでしまう場合があります。  
ワープロ使用の際は分かりやすく表記して下さい。

### 3. 数字は, すべて直立体

1, 1, 2, 2, 3, 3,  $L_0, L_1, L_2, V_3, V_4, V_5$

### 4. 使用例の実際

- (1) 「長さ  $L$ , 半径  $r$  の棒の体積  $V$  は,  $V = L \cdot \pi r^2$  ( $\text{cm}^3$ )」  
[単位の  $\text{cm}^3$  は, ( ) で囲む。]
  - ・直立体を使用する活字： $\pi, \text{cm}^3$
  - ・斜体を使用する活字： $V, L, r$
- (2)  $\cos \theta, \sin \omega t$

## 添付5 文章・用語等の書き表し方

この記載事項は、JIS Z 8301「規格票の様式及び作成方法 附属書 G (規定)」に準拠しており、以下の内容のほとんどがこれをまとめたものである。

詳細は、この JIS , 「JIS 原案作成のための手引」(日本規格協会)及び「公用文の書き表し方の基準(資料集)」(文化庁編集)を参照する。

### 1. 使用漢字

常用漢字表に記載のものとする。ただし、引用した法令、規格などに、常用漢字以外が使用されている場合には、そのまま使用する。

例：・日本電気協会の規程・指針類の読点には、「、」を使用している。

・引用の法律・規格類に「、」が使用されていれば、規程・指針類の規程の文章の中であっても原文をそのまま引用している部分には、読点の「、」を使用する。

### 2. 送り仮名

単 独 の 語 * 活 用 な し	名詞：送り仮名付けず		男 女 何 彼 例外：幾ら，後ろ，斜め，回り， 自ら，一つ，二つ，幾つ
	活用のある語から転じた名詞は元の語による		動き，当たり，代わり
	活用のある語に接尾語がついてできた名詞		大きさ，確かさ，重み
	他の語を含む副詞，連体詞，接続詞の場合		併せて（併せる），至って（至る）， 絶えず（絶える），例えば（例える） 辛うじて（辛い），互いに（互い） 少なくとも（少ない），必ずしも（必ず）
複 合 語	活用あり	送りを付ける	組み込む，締め付ける，取り付ける，取り扱う 流し込む，抜き取る
	活用なし	送りを付ける	日当たり，組み込み，取り付け， 取り組み（「取組み」も可）
		誤読のおそれがないときは，送りを省略可	日当り，組込み，受入れ，打合せ，切捨て，組合せ， 仕分，取扱い，引渡し
		慣用になっているものも送りを省略	割合，受付，取扱注意，組立，引張試験 抜取検査，取扱説明書，組立工程

### 3. 漢字を使わない接続詞，使う接続詞等

漢字を使わない接続詞等	漢字を使う接続詞等*
なお（尚），また（又），したがって（接続詞）（従って）， かつ（且つ），あるいは（或いは），ように（様に）， さらに（接続詞）（更に），ただし（但し）， とともに（と共に），ごと（毎）， おいて（於いて），すなわち（即ち）， のとおり（の通り），のこと（の事）	必ず，更に（副詞），少し，既に， 特に，再び，全く，最も，及び， 又は，並びに，若しくは， 直ちに，至って，例えば， 辛うじて，互いに

※係わる，関わるはどちらでも可。ただし，1つの規格内では統一する。

慣用的に「係る」を使っている事例については許容する。

例：原子力安全に係る業務

### 4. 数字

原則としてアラビア数字を使用

- 例外：
- ・三つ目きり，3本一組      ：一つ 二つと読むとき
  - ・一般的                         ：数の概念が薄いとき
  - ・十数倍                         ：概数を表記
  - ・2万回                         ：大きな数でアラビア数字と併用
  - ・一酸化炭素，二等辺三角形：慣用となっているもの
  - ・二乗

### 5. 用語が常用漢字にないもの

他の漢字，言葉に置き換える	仮名書きにする。
漏洩→漏れ， 鋸歯状波→のこぎり波， 鋌→リベット，鋳滓→スラグ， 尖頭値→ピーク値	歪→ひずみ，煉瓦→れんが， 明瞭度→明りょう度， 燐光→りん光，砥石→と石， 漏洩→漏えい

### 6. 限定，接続詞の使用方法

- (1) 「及び」・「並びに」，「又は」・「若しくは」の前後の言葉は，必ず対比できる表現にする。

悪例：○鉄鋼品のすべての表面（削り又は穴をあけたものを含む。）を・・・

○・・・を加熱し又は攪拌する場合には，・・・

- (2) 一つの文章中に，「及び」・「並びに」，「又は」・「若しくは」を多用しない。

多用すると判読が困難。誤読のおそれもある。その場合，極力箇条書きにするなどの工夫をする。

- a. “及び”，“並びに”，“など”

例：「表1 及び表2」，「形状，寸法及び質量」

「膨れ，はがれ，割れなどがないこと」

「形状，寸法及び質量並びに許容差」

b. “又は”, “若しくは”,

例: 「すずめつき 又は 亜鉛めつき」

「すずめつき, 亜鉛めつき 又は 焼付け塗装」

「すずめつき 若しくは 亜鉛めつき をするか, 又は フタル酸樹脂 による はけ塗り 塗装 若しくは は吹きつけ 塗装」

(名詞表現での選択のときは, 「・・・A 又は B を・・・」とするが, 長い文章表現での選択のときは, 「・・・するか, 又は・・・する場合」でもよい)

c. “場合”, “とき”, “時”

(a) “場合”, “とき” は, 限定条件を示すのに用いる。ただし, 限定条件が二重にある場合には, 大きい条件に “場合”, 小さい条件に “とき”

例: ・温度計測法の場合には,・・・

・電動機を無負荷で運転する とき,・・・

・図と表が互いに関連しあっている 場合, 表が明らかに従属している ときには,

(b) “時” は, 時期や時刻をはっきりさせる必要がある場合

例: 加熱を開始した時から・・・

d. “なお”, “また”, “ただし”

(a) “なお”, “また” は, 主に, 本文中で補足的事項の記載に使用。

“なお”を使用するときは, 改行する。ただし, “ただし” で始まる文章中に “なお”を使用するときは, 改行しない。

(b) “ただし” は, 主に, 本文中で除外例又は例外的事項の記載に使用。

使用するときは, 改行しない。

(3) あいまいさを避けるために, 「や」は用いない。

## 7. 記述記号の使い方 (例)

(1) ・ (中点) : 名詞を並列する場合など, コンマで区切ったのでは, 文章が読みにくい場合に名詞の連結に用いる。中点を用いる場合には, 通常, 最後の語を “及び”, “又は” などの接続詞でつながない。

例 : 「材料・寸法・質量」, 「繰り返し符号・区切り符号」など

悪例: 「材料・寸法及び質量」

: 題名, 見出し, 表などの中で配置をよくするために名詞を連結する場合に用いる。

: 二つ以上の名詞のそれぞれに, 同じ修飾語句がかかる場合に用いる。

例 : JIS で規定する形状・寸法

ただし, 中点には, 読み手が都合のいいように解釈できるあいまいさが残る可能性があり, 書き手と読み手の間に誤解が生じないように記載には十分留意する。

(2) : (コロン) : 式又は文章中に用いた用語・記号を説明するとき

例 : L : 起点からの距離

※印: 計測不要

(3) 「 」 (かぎ括弧) : 語句を引用する場合, 文字・記号・用途などを特に明らかにする必要がある場合

(なお, J I Sでは, “ ” を使用し, 「 」 を使用しない。)

(4) [ ] (亀甲括弧), [ ] (角括弧) : 二重かっこに使う。

(なお, J I Sでは, [ ] を使用し, [ ] を使用しない。)

例 : ○○ [△△△(○○○)△△△。] ○○

## 8. 文章の末尾の意味

意味の区別	末尾に使う語句の例
指示又は要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・・・(し) なければならない。</li> <li>・・・する。</li> <li>・・・とする。</li> <li>・・・による。</li> </ul>
禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・・・(し) てはならない。</li> <li>・・・(し) ない。</li> </ul>
推奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・・・することが望ましい。</li> <li>・・・するのがよい。</li> </ul>
緩い禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・・・しないほうがよい。</li> </ul>
許容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・・・(し) てもよい。</li> <li>・・・差し支えない。</li> </ul>
不必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・・・する必要がない。</li> <li>・・・しなくてもよい。</li> </ul>
可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・・・できる。</li> </ul>
不可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・・・できない。</li> </ul>

## 添付6 外来語の表記

この記載事項は、JIS Z 8301「規格票の様式及び作成方法 附属書 G (規定)」に準拠したものである。しかしながら、外来語に関しては種々の表記があるので、規格作成において、関連する法令、JIS、引用した規格等を確認のうえ、当該の規格において適切と判断した表記を使用するものとし、当該規格内で統一する。

### 1. 長音記号「ー」の使用方法

語の終わりが、-er, -or, -arなどは、学術用語に準拠するが、長音符号“ー”は省略してよい。

・長音符号“ー”を省略する場合の例

原則	例
1 その言葉が3音以上の場合には、語尾に長音符号を付けない。	エレベータ (elevator)
2 その言葉が2音以上の場合には、語尾に長音符号を付ける。	カー (car) カバー (cover)
3 複合語は、それぞれの成分語について、上記1又は2を適用する。	モーターカー (motor car)
4 上記1～3による場合で、(a) 長音符号で書き表す音、(b) はねる音、及び(c) つまめる音は、それぞれ1音と認め、(d) よう(拗)音 は、1音と認めない。	(a) テーパー (taper) (b) ダンパ (damper) (c) ニッパ (nipper) (d) シャワー (shower)

(注) 1. J I Sでは、この区分は目安のようで、各分野の学術用語に従うこととしており、長音“ー”を付けるか否かの厳格な区分は、困難であることを認識している。

2. 原稿作成の場合、一つの表記で全頁にわたって統一する。







## 添付8 その他, 避けたい文章表現の例

### 1. 「及び」、「又は」の使用例

- ①想定される外部人為事象に対し, 施設の安全性を損なうことなく, 及び第三者の不法な接近等に対し, これを防御するため, 適切な措置を講じた設計であること。
- ②安全保護系は, その設置された場所において適切と考えられる設計用地震力に充分耐えられる設計であること, 及びこれ以外の予想される自然現象によって施設の安全性が損なわれない設計であること。
- ③鋳鉄品のすべての表面 (削り又は穴をあけたものを含む) . . . . .
- ④使用最大内圧及び外圧  
理由: ・使用最大内圧及び使用最大外圧 又は  
・外圧及び使用最大内圧 のどちらの意味か?
- ⑤電線が他の工作物と接近し, 又は交差する場合 . . . . .
- ⑥地中弱電流電線路から十分離し, 又はその他の適当な方法で施設しなければならない。
- ⑦ケーブルは堅牢な管又はトラフに収め, 又は人が触れるおそれがないように施設すること。

### 2. 修飾の仕方

- ・黒いライニングをした管  
(黒いライニング, をした管 又は ライニングをした, 黒い管 ?)

## 添付9 規格作成時におけるチェック項目について

### 1. 基本事項

規格の作成にあたり、誤記防止の観点から注意すべき事項を「誤記防止チェックリスト」としてまとめ、規格の品質向上、記載方法の統一化による読みやすさ向上を目的に、文章・用語等の使い方の観点から「文章・用語等チェックリスト」としてまとめた。詳細は、「日本電気協会 原子力規格委員会 活動の基本方針」（以下、「活動の基本方針」）、「日本電気協会 原子力規格委員会 規格作成手引き」（以下、「規格作成手引き」）を参照する。

#### ○「活動の基本方針」より

規程は守るべき判定基準を含むものとし、指針は一律に定めることが困難又は不適当なものとする。

なお、規程、指針の区分については、「規格作成手引き」の添付 2-1「電気技術規程・電気技術指針について」によるものとする。

#### ○規格作成手引き「3. 1. 7 規程・指針の本文の記載方法」より

- (1) 用字、用語、記述符号等は、JIS Z 8301「規格票の様式及び作成方法」に準拠する。
- (2) 適用範囲を明らかにし、法規制との関連を明示する。
- (3) 記述は、わかりやすく表現した具体的なものとし、解釈による相違の余地を少なくするように努める。また、必要に応じて解説を設ける。
- (4) 要求事項は規格本文中のみで網羅され、解説には要求事項の必要性、背景、言葉の解釈などを記載する。また、規格本文中の要求事項は参考や解説がなくても理解、履行できるような記載とする。ただし、必要に応じて、要求事項を「附属書(規定)」の形で、又は参考情報を「附属書(参考)」の形で記載する構成としてもよい。
- (5) 規格本文中の要求事項の中で、必ず実施しなければならない事項と代替案がある事項（推奨事項）については、利用者に誤解を生じないように、明確に表現しなければならない。

#### [例]

- ・必ず実施しなければならない事項については、「～しなければならない。」若しくは「～とする。」と表現する。
- ・代替案がある事項（推奨事項）については、「～することが望ましい。」若しくは「～するのがよい。」と表現する。

規定を表す言葉の表現形式（文章末尾表現）は、添付 5「文章・用語等の書き表し方」8.「文章の末尾の意味」に基づき、意味の区別ごとの適切な語句を使用する。

- (6) 例示については、例として本文中に記載してもよい。
- (7) 制定及び改定において引用した文献、資料がある場合は、その文献名、資料名を本文又は当該章の文末に明示する。論文を引用する場合は、原則として公開論文とし、できる限り査読論文を採用して、その書誌情報を本文、当該章文末に明示する。これが困難な場合には、検討会で引用論文の妥当性を審議したプロセスを規格の解説に記載する。特に、引用の量が相当量の場合には、著作権、出版権に係る許諾を得る必要があるため、規格作成者からの情報に基づき、事務局が著作権者、出版権者の承諾を得ておく。
- (8) 制定及び改定において使用した資料で使用者の便に供すると思われる資料は、必要に応じて本文

の後に参考資料として添付する。ただし、この場合にも著作権、出版権に係る許諾を得る必要があるため、規格作成者からの情報に基づき、事務局が著作権者、出版権者の承諾を得ておく。

## 2. チェックリストの活用

誤記防止チェックリストは、基本的に分科会審議前までに使用してその結果を記録に残す。必ずしも分科会に付議する必要はないが、チェックリストのコピーまたは PDF を事務局に送付し、事務局は保管する。保管期間は「運営規約細則 添付7 規格制改定に関する審議内容の記録の保管期間」に従う。また、数式については、電子データの変換エラーによる誤記を防止するため、発刊前までに出版会社に送付する印刷版又は p d f 版でも再度確認する。

文章・用語等チェックリストは、遅くとも原子力規格委員会審議前までに、及び発刊前に使用してその結果を記録に残す。必ずしも原子力規格委員会に付議する必要はないが、チェックリストのコピーまたは PDF を事務局に送付し、事務局は保管する。保管期間は「運営規約細則 添付7 規格制改定に関する審議内容の記録の保管期間」に従う。

また、様式の確認等、事務局でも実施する。

例：分科会審議版  
出版会社送付前版

### 3. 誤記防止チェックリスト（例示）

対象規格：J E A□-4×××-20××

（ 版）

	確認者	確認範囲（章，ページ，確認項目等）	確認年月日
①			
②			
③			

	全体としての確認項目	確認結果	備考（対応方針等）
1	適切な数式を用いているか。 ・数式自体の間違ひはないか。 ・適用した数式の適用範囲は適切か。 ・単位換算のミスはないか。		
2	接続詞「及び」・「並びに」，「又は」・「若しくは」の使い方は正しいか。※1		
3	引用した文献がある場合，その文献を引用していることを記載したか。		
4	引用文献からの転載の記載ミスはないか。		
5	番号の振り直しによる修正漏れはないか。		

※1：「及び」，「並びに」，「又は」，「若しくは」の使用方法

#### (1) 「及び」・「並びに」

いずれも併合的接続詞であり，英語の「and」に相当する。

併合的接続が同じ段階の場合（並列する語句に意味上の区別を設ける必要のない場合）には，「及び」を用いる。接続する語句が二つのときは，読点を用いなくて「及び」で結び，三つ以上のときは，最後の二つの語句だけを読点を用いなくて「及び」で結び，それより前の接続は読点で結ぶ。

例：「A及びB」「A，B及びC」「A，B，C及びD」

「並びに」は，併合の意味で「及び」を用いて並列した語句を，更に大きく併合する場合に，その接続に用いる。

例：寸法及び質量並びにこれらの許容値

#### (2) 「又は」・「若しくは」

いずれも選択的接続詞であり，英語の「or」に相当する。

選択的接続が同じ段階の場合（並列する語句に意味上の区別を設ける必要のない場合）には，「又は」を用いる。接続する語句が二つのときは，読点を用いなくて「又は」で結び，三つ以上のときは，最後の二つの語句だけを読点を用いなくて「又は」で結び，それより前の接続は読点で結ぶ。

例：「A又はB」「A，B又はC」「A，B，C又はD」

「若しくは」は，選択の意味で「又は」を用いて並列した語句の中を，更に小さく選択する場合に，その接続に用いる。

例：製造業者若しくは供給者，使用者若しくは購入者又は中立機関

#### 4. 文章・用語等チェックリスト（例示）

対象規格：J E A□-4×××-20××

（ 版）

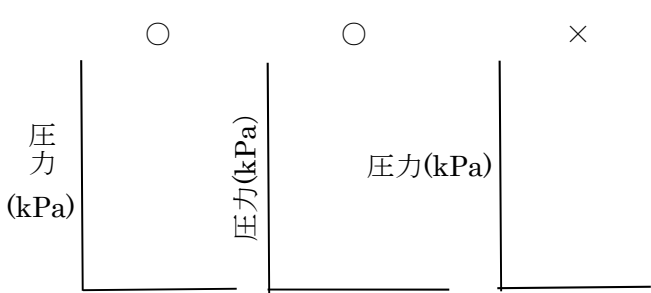
	確認者	確認範囲（章，ページ等）	確認年月日
①			
②			
③			

関連箇所	確認項目	確認結果	備考（対応方針等）																		
4.1(1), 添付 5 の 1.  添付 5 の 5.	使用漢字は常用漢字表に記載のものとする。ただし，引用した規格などに，常用漢字以外が使用されている場合には，そのまま使用する。  用語が常用漢字にないものは，他の漢字・言葉に置き換えるか，仮名書きにする。  例：歪→ひずみ，漏洩→漏えい																				
4.1(1), 添付 5 の 2.	送り仮名は添付 5 の 2.の記載方法にならう。 例： 活用あり：送りをつける （組み込む，締め付ける 等） 活用なし：送りをつける （日当たり，組み込み 等） 〃：誤解のおそれがないときは省略可 （受入れ，取扱い 等） 〃：慣用になっているものも省略可 （割合，組立 等）																				
4.1(1), 添付 5 の 3.	漢字を使わない接続詞等，使う接続詞等は添付 5 の 3.の記載方法にならう。  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">○（使う）</th> <th style="text-align: center;">×（使わない）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なお</td> <td>尚</td> </tr> <tr> <td>また</td> <td>又</td> </tr> <tr> <td>したがって（接続詞）</td> <td>従って</td> </tr> <tr> <td>かつ</td> <td>且つ</td> </tr> <tr> <td>あるいは</td> <td>或いは</td> </tr> <tr> <td>ように</td> <td>様に</td> </tr> <tr> <td>さらに（接続詞）</td> <td>更に</td> </tr> <tr> <td>ただし</td> <td>但し</td> </tr> </tbody> </table>	○（使う）	×（使わない）	なお	尚	また	又	したがって（接続詞）	従って	かつ	且つ	あるいは	或いは	ように	様に	さらに（接続詞）	更に	ただし	但し		
○（使う）	×（使わない）																				
なお	尚																				
また	又																				
したがって（接続詞）	従って																				
かつ	且つ																				
あるいは	或いは																				
ように	様に																				
さらに（接続詞）	更に																				
ただし	但し																				

	<table border="1"> <thead> <tr> <th>○ (使う)</th> <th>× (使わない)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とともに</td> <td>と共に</td> </tr> <tr> <td>ごと</td> <td>毎</td> </tr> <tr> <td>おいて</td> <td>於いて</td> </tr> <tr> <td>すなわち</td> <td>即ち</td> </tr> <tr> <td>のとおり</td> <td>の通り</td> </tr> <tr> <td>のこと</td> <td>の事</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>○ (使う)</th> <th>× (使わない)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必ず</td> <td>かならず</td> </tr> <tr> <td>更に (副詞)</td> <td>さらに</td> </tr> <tr> <td>少し</td> <td>すこし</td> </tr> <tr> <td>既に</td> <td>すでに</td> </tr> <tr> <td>特に</td> <td>とくに</td> </tr> <tr> <td>再び</td> <td>ふたたび</td> </tr> <tr> <td>全く</td> <td>まったく</td> </tr> <tr> <td>最も</td> <td>もつとも</td> </tr> <tr> <td>及び</td> <td>および</td> </tr> <tr> <td>又は</td> <td>または</td> </tr> <tr> <td>並びに</td> <td>ならびに</td> </tr> <tr> <td>若しくは</td> <td>もしくは</td> </tr> <tr> <td>直ちに</td> <td>ただちに</td> </tr> <tr> <td>至って</td> <td>いたって</td> </tr> <tr> <td>例えば</td> <td>たとえば</td> </tr> <tr> <td>辛うじて</td> <td>かろうじて</td> </tr> <tr> <td>互いに</td> <td>たがいに</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他の注意事項</p> <p>係わる，関わるはどちらでも可。ただし，1つの規格内では統一する。</p> <p>慣用的に「係る」を使っている事例については許容する。</p> <p>例：原子力安全に係る業務</p> <p>拘るはこだわるの意味で用いる。</p>	○ (使う)	× (使わない)	とともに	と共に	ごと	毎	おいて	於いて	すなわち	即ち	のとおり	の通り	のこと	の事	○ (使う)	× (使わない)	必ず	かならず	更に (副詞)	さらに	少し	すこし	既に	すでに	特に	とくに	再び	ふたたび	全く	まったく	最も	もつとも	及び	および	又は	または	並びに	ならびに	若しくは	もしくは	直ちに	ただちに	至って	いたって	例えば	たとえば	辛うじて	かろうじて	互いに	たがいに		
○ (使う)	× (使わない)																																																				
とともに	と共に																																																				
ごと	毎																																																				
おいて	於いて																																																				
すなわち	即ち																																																				
のとおり	の通り																																																				
のこと	の事																																																				
○ (使う)	× (使わない)																																																				
必ず	かならず																																																				
更に (副詞)	さらに																																																				
少し	すこし																																																				
既に	すでに																																																				
特に	とくに																																																				
再び	ふたたび																																																				
全く	まったく																																																				
最も	もつとも																																																				
及び	および																																																				
又は	または																																																				
並びに	ならびに																																																				
若しくは	もしくは																																																				
直ちに	ただちに																																																				
至って	いたって																																																				
例えば	たとえば																																																				
辛うじて	かろうじて																																																				
互いに	たがいに																																																				
4.1(1), 添付 5 の 4.	<p>数字は原則としてアラビア数字を使用する。</p> <p>例外は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三つ目きり，3本一組：一つ 二つと読むとき</li> </ul>																																																				



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十数倍：概数を表記</li> <li>・2万回：大きな数でアラビア数字と併用</li> <li>・一酸化炭素，二乗：慣用となっているもの</li> </ul>		
4.1(2)	読点は「，」を使用する。		
4.1(3) 4.1(4), 添付5の6.	一つの文章は，極力短くする。接続詞「及び」・「並びに」，「又は」・「若しくは」を多用しない。(接続詞で長く続けると意味不明になりやすい。)		
4.1(4), 添付5の6.	接続詞「及び」・「並びに」，「又は」・「若しくは」の前後の言葉は，対比できる表現とする。		
4.1(4), 添付5の6.	<p>「場合」，「とき」，「時」は，</p> <p>(a) 限定条件を示すのに用いる。ただし，限定条件が二重にある場合には，大きい条件に「場合」，小さい条件に「とき」を用いる</p> <p>(b) 「時」は，時期や時刻をはっきりさせる必要がある場合に用いる</p>		
4.1(4), 添付5の6.	<p>(a) 「なお」，「また」は，主に，本文中で補足的事項の記載に使用。「なお」を使用するときは，改行する。ただし，「ただし」で始まる文章中に「なお」を使用するときは，改行しない。</p> <p>(b) 「ただし」は，主に，本文中で除外例又は例外的事項の記載に使用。使用するときは，改行しない。</p>		
4.1(4), 添付5の6.	あいまいさを避けるために，「や」は用いない。		
4.1(1), 添付5の7.	<p>記述記号の使い方は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(中点)：①名詞を並列する場合など，コンマで区切ったのでは，文章が読みにくい場合，②題名，見出し，表などの中で配置をよくするために名詞を連結する場合，③二つ以上の名詞のそれぞれに，同じ修飾語句がかかる場合に用いる。</li> </ul> <p>ただし，中点には，読み手が都合のいいように解釈できるあいまいさが残る可能性があり，書き手と読み手の間に誤解が生じないように記載には十分留意する。</p> <p>：(コロン)：式又は文章中に用いた用語・記号を説明するとき</p> <p>「」(かぎ括弧)：語句を引用する場合，文字・記号・用途などを特に明らかにする必要がある場合(なお，J I Sでは，“ ”を使用し，</p>		

	「 」を使用しない。 〔 〕(亀甲括弧), [ ](角括弧): 二重かっこに使う。(なお, J I Sでは, [ ]を使用し, 〔 〕を使用しない。)		
4.1(1), 添付5の8.	文章の末尾は適切な表現となっていること。 指示又は要求: …(し) なければならない。 …する。 …とする。 …による。 禁止: …(し) てはならない。 …(し) ない。 推奨: …することが望ましい。 …するのがよい。 緩い禁止: …しないほうがよい。 許容: …(し) てもよい。 …差し支えない。 不必要 ……する必要があるない。 ……しなくてもよい。 可能: ……できる。 不可能: ……できない。		
4.2	本文, 解説, 備考, 注, 参考の区別を明確に表記する。		
4.3(1)	表は, 枠や罫線により区分けを明確に表記する。		
4.3(2)	グラフの縦軸の説明は, 横書きにしない。 例: 		
4.3(3)	図, 表には番号及び題名をつけ, 題名は, 表は上部, 図は下部に記載する。		
4.3(4)	表中の単位の説明は, a. 表に欄外記載するときは, 右肩に"(単位 cm)"の ように表記する。		

	b. 表の中に記載するときは、当該欄内に "(単位 cm)"のように表記する。		
4.3(5)	表中の無記入の欄には、“—”を記入し空欄にしない。		
4.4	図、表、解説、写真、グラフ、数式の部分は、上下 1行分の空白行をとる。		
4.5(1)	数式については、専門家でない人でも判読できるよ うに表記する。		
4.5(2)	数式では量記号、添字、変数を明確に区別できるよ うに表記する。		
4.5(3), 添付 3	数式等において、計算結果を表示する単位は、( ) で囲む。 量記号等の説明は簡条書きとする。 数式を文字で表現しない。 量記号、変数などに不適切な記号 (○, △, □等) を使用しない。アルファベット等を使用する。		
4.5(3), 添付 4	直立体, 斜体の使用の区分は添付 4 のとおりとする。		
4.6	ゴシック体は、章、条の表題部分や引用規格の表記 部分に使用することを基本とする。		
4.7	各条項の冒頭部分は、一文字空白にする。		
4.8	他の規格の引用はゴシック表記とする。 引用については、法令で使用している用語は原文の まま引用する。それ以外は JIS 等の用語に基づいて 統一する。そのため一つの資料で表記が異なる場合 がある。		
4.9(1)	簡条書きの表記として、名詞で終る場合、句点「。」 を使わない。		
4.9(2)	簡条書きの表記として、文章で終る場合、句点「。」 を使う。		
4.9(3)	簡条書きの語尾は可能な限り表現を統一する。		
4.9(4)	簡条書きが多数の場合は、番号を付す。		
4.10	( ) 使用時における読点の使い方 (1) ( ) 内が文章の終わりの部分をすぐ説明する とき。 “○○○ (○○○。)” (2) ( ) 内が前の文章や文脈全体の説明のときに使 う。 “○○○。(○○○。)”		

	<p>(3)×××の部分簡単な語句の時に、句点を省略。 “○○○ (×××)。”</p> <p>(4) 略記を定義するとき。 “○○○○ (以下、 「△△△」という。) ×××</p>		
4.11(1)	「なお」から始まる文章は、改行する。		
4.14	<p>身体的な障害等に関する不適切な表現、用語は使用せず、言い換える。</p> <p>例：盲滅法 → やみくも 盲板 → 閉止板 片肺運転 → 片系運転 片手落ち → 気配りに欠ける、不公平 後進国 → 開発途上国 裏日本 → 日本海側</p> <p>ただし、不具合は使用可。</p>		

## 添付10 最新知見反映に関するチェックポイント

### 1. 確認すべき国内外の最新知見

規格の制改定時において、確認すべき国内外の最新知見の例は以下のとおり。

- (1) 国内外の原子炉施設の運転経験（トラブル情報等）から得られた知見
- (2) 国内外の研究・開発の成果（学術論文、報告書等）
- (3) 国内外の規格・基準の動向
- (4) 国内の規制経験
- (5) 国内の法令の動向
- (6) 諸外国の規制動向
- (7) その他

### 2. 最新知見反映に関するチェックの視点

上記1の最新知見を規格に反映するか否かを判断するに当たり、重要な視点は以下のとおり。

- ・知見を十分調査、議論したか。（様式例のように確認した知見を資料に纏める）
- ・知見を安易に取り入れていないか。
  - －知見反映により合理化する場合、必要な安全性を阻害することはないか。
  - －知見を反映する場合の「条件」はないか。
  - －知見は「公開」か「非公開」か。（非公開の場合、根拠を説明することが難しくなる）
- ・確認した知見に対する反対意見があった場合、その知見を採用する根拠を適切に提示できるか。
- ・確認した知見が信用するに足りるものか。（上記1の(2)が対象）
  - －査読付き論文か。被引用件数が多い論文か。
  - －学会の中で正しいと認知されているか。（複数の専門家に広く意見を聞いたか） 等

### 3. 最新知見反映プロセスの記録方法

#### (1) 規格制改定時

- ・規格制改定時に、上記の2. チェックの視点を加味して最新知見の反映の要否を判断し、その判断の結果について、「規格制改定時に対象とした国内外の最新知見とその反映状況」の様式例を参考に、最新知見をどこまで反映したかの範囲がわかる資料を作成し、検討会付議資料として記録に残す。
- ・様式例のような表形式に拘らず、どういう観点で新知見を収集したかの考えを纏めたか等の資料で代えてもよい。
- ・作成した資料は、分科会、原子力規格委員会における中間報告又は審議の際の参考資料とし、分科会、原子力規格委員会のレビューを受けたことを議事録に残す。

#### (2) 関連法令・規則改正時、年間活動計画策定時等

- ・上記と同様な方法で適宜、最新知見を確認し、改定の要否を判断して記録に残す。可能な限り検討会付議資料とするが、それができない場合は、検討会主査が了承後に検討会委員に周知し事務局が保管する。

平成〇年〇月〇日

## 規格制改定時に対象とした国内外の最新知見とその反映状況

検討会名：\_\_\_\_\_

## ○最新知見反映状況（フリーフォーマット（注））

- (1) 国内外の原子炉施設の運転経験（トラブル情報等）から得られた知見
  
- (2) 国内外の研究・開発の成果（学術論文、報告書等）
  
- (3) 国内外の規格・基準の動向
  
- (4) 国内の規制経験
  
- (5) 国内の法令の動向
  
- (6) 諸外国の規制動向
  
- (7) その他

(注) 上記の最新知見の反映状況を記載するにあたり注意する視点は以下のとおりであり、規格への反映の必要性や反映箇所、反映しなかった場合はその理由等について触れる。

- ・ 知見を十分調査，議論したか。
- ・ 知見を安易に取り入れていないか。
  - － 知見反映により合理化する場合，必要な安全性を阻害することはないか。
  - － 知見を反映する場合の「条件」はないか。
  - － 知見は「公開」か「非公開」か。（非公開の場合，根拠を説明することが難しくなる）
- ・ 確認した知見に対する反対意見があった場合，その知見を採用する根拠を適切に提示できるか。
- ・ 確認した知見が信用するに足りるものか。
  - － 査読付き論文か。被引用件数が多い論文か。（上記の(2)が対象）
  - － 学会の中で正しいと認知されているか。（複数の専門家に広く意見を聞いたか） 等